

令和元年度事業報告書

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

1. はじめに

令和元年度においては、「中期経営方針（2016～2020）」に基本方針として掲げる、

- 1) 担い手の確保と、そのための経営基盤の強化に取り組んでいる建設産業を組織の総力を挙げて応援する
- 2) 地域社会になくてはならない建設産業の姿をきちんと伝える取り組みの中で存在感のある役割を果たす
- 3) 節目といわれる 2020 年以降に見えてくる新しい課題にきちんと対応していけるよう備えを固める

に基づき諸事業の連携を強化するとともに、よりニーズに応えた事業となるよう工夫し、事業活動を行いました。

特に、建設技能者一人ひとりの就業履歴等を業界統一のルールで蓄積することにより、その能力に合った適切な評価と処遇の改善に繋げていくことを狙いとする「建設キャリアアップシステム」については、本格的な運用を開始し、事業者登録、技能者登録の周知・普及等に取り組むとともに、関係者の理解と協力の下、システムの開発や改修を実施しました。

建設産業の喫緊の課題である担い手の確保・育成については、最終年度となる「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」による各地域における連携ネットワークの構築、教育訓練基盤の充実・強化、職業訓練校ネットワークの構築を支援したほか、これまでの成果の取りまとめを行いました。また、「建設労働者緊急育成支援事業」を通じ、未就職者・離転職者の訓練及び建設企業への就職あっせんを行うとともに、「中小企業等担い手育成支援事業」において中小企業の新規入職3年以内の者の教育訓練等を実施しました。

「施工管理技術検定試験」については、若年者の活躍機会の付与等の観点から技術者制度の見直しが進められる中、「2級建築及び2級電気工事施工管理技術検定試験（学科試験）」の年2回化等を的確に実施するとともに、1級学科試験の早期受験化、受験資格緩和及び技士補制度の導入に向けた検討及び準備を行いました。

なお、建設産業界や本財団を取り巻く環境の変化等を踏まえ、建設産業団体等からのニーズ等を把握するため各ブロックにおいて、各都道府県建設業協会等と意見交換を実施しました。この成果を活用して、新たな「中期経営方針(2020～2022)」を策定するための作業を行いました。

2. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。

次頁以降は令和元年度における各事業の報告です。

3. 事業報告

	頁
I 建設産業における金融の円滑化	
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度 (SN2)	1
② 下請債権保全支援事業	2
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あつせん	3
II 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業	
④ 建設産業活性化助成事業	5
(2) 経営改善	
⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修)	6
⑥ 建設業経理検定試験・研修・講習	7
(3) 情報化推進	
⑦ 電子商取引等の標準化 (CI-NET)	9
⑧ 電子商取引の普及推進 (CI-NET)	10
(4) 人材確保・育成	
⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業	11
⑩ 建設労働者緊急育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	12
⑪ 中小企業等担い手育成支援事業 (")	13
⑫ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	14
⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等	17
⑭ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等	19
⑮ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業	20
⑯ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営)	21
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑰ 建設産業に係る総合的な調査研究等	22
⑱ 建設業経理に関する調査研究等	23
⑲ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供	24
⑳ 連携団体職員合同研修	25
III 施工技術等の向上	
㉑ 建築/電気工事施工管理技術検定試験	26
㉒ 監理技術者講習	28
㉓ 建築施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)	29
IV 建設産業政策への協力	
㉔ 建設企業の継続促進に関する調査検討業務 (国土交通省受託事業)	30
㉕ 建設業における女性活躍推進に関する新計画策定等業務 (")	31
㉖ 建設技能者に対するマネジメントスキルの向上のための特別講習等実施業務 (")	33

I

建設産業における金融の円滑化

① 下請セーフティネット債務保証（SN1）
／地域建設業経営強化融資制度（SN2）【担当部：金融・経理支援センター】
（金融支援担当部）

事業内容

- ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
- ・事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。
 - ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金
（保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%）
 - ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金（保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%）
- ・事業協同組合等に対し次の助成を行う（SN1）。
 - ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。
 - ②事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。
 - ③事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。

（事業の期限：令和3年3月末）

【令和元年度事業報告】

■ 債務保証等の実績

	平成30年度	令和元年度	前年度比
債務保証枠	175,700百万円	174,200百万円	▲1,500百万円
融資件数	1,515件	1,394件	▲121件
融資実行額	41,666百万円	41,174百万円	▲492百万円

■ 債務保証枠の拡充等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① 保証枠の増枠に対するニーズヒアリングの実施と保証枠の増枠への速やかな対応（40融資事業者訪問）
- ② 未実施の事業協同組合に対する営業活動（新規開拓活動）
- ③ 融資事業者等との連携による制度未導入の市町村等に対する制度導入依頼活動
- ④ 融資事業者等との連携による本事業の利用促進活動

(2) 成果

- ① 北保証サービス（株）に対し、債務保証枠1,000百万円の増額を行った。
- ② 新たに25地方自治体において制度を導入した。

【今後の取り組み等】

- 債務保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。
- 本事業の期限が令和3年3月末までとなっているところ、令和3年度以降の事業延長について関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と協議、検討する等、積極的に対応する。
- 工事の一時中止等が増加している状況を踏まえ、元請事業者の資金繰り支援策として、本事業の活用推進を図る。

② 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】

(金融支援担当部)

事業内容

- ・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
- ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。

(事業の期限：令和3年3月末)

【令和元年度事業報告】

■ 保証等の実績

	平成30年度	令和元年度	前年度比
件数	3,561件	2,935件	▲ 626件
保証金額	35,524百万円	32,173百万円	▲ 3,351百万円
利用企業数	361社 うち、新規利用企業数 41社	307社 うち、新規利用企業数 36社	▲ 54社
損失補償額	17百万円	28百万円	+11百万円

■ 下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産防止等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① ファクタリング会社訪問、情報交換活動等の実施。
- ② 融資事業者訪問（40事業者）における本事業の周知普及活動の実施。
- ③ 専門紙等を通じた周知普及活動の実施。
- ④ 県協会等が主催する会議等の場における事業PR活動の実施。
- ⑤ 発注者が作成するパンフレット等に本制度を掲載。
- ⑥ 本事業の延長について国土交通省と協議。

(2) 成果

- ① 行政改革推進会議の基金の再点検結果により、本事業は令和2年度末まで延長された。

【今後の取り組み等】

- 下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。
- 本事業の期限が令和3年3月末まで1年間延長されたが、令和3年度以降の事業延長について関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と協議、検討する等、積極的に対応する。
- 工事の一時中止等が増加している状況を踏まえ、下請建設企業等の資金繰り支援策として、本事業の活用推進を図る。

③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する
債務保証・助成・融資あっせん【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
- ・建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。
 - ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金
(保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金
(保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ③ 構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金
(保証期間：3年または5年、保証割合90%、保証料率0.3%)
- ・特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証及び助成を実施する(措置の期限は令和3年3月末)。
 - 債務保証(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%)
 - 助成(出来高査定費用助成：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、企業事務経費助成：上限2万円)

(事業の期限：令和3年3月末)

【令和元年度事業報告】

■ 債務保証の実績

	平成30年度		令和元年度		前年度比	
	件数	債務保証額	件数	債務保証額	件数	債務保証額
	15件	8,890百万円	12件	8,190百万円	▲3件	▲700百万円
施設	5件	1,281百万円	3件	590百万円	▲2件	▲691百万円
共同	4件	1,600百万円	4件	1,600百万円	—	—
転貸	6件	6,009百万円	5件	6,000百万円	▲1件	▲9百万円

(1) 主な取り組み

次の資金ニーズの発掘活動を実施。

- ① 共同施設資金のニーズ発掘：アンケート調査結果を基に、パンフレットを活用し、会館や研修施設等の耐震改修や建て替え等予定の団体等に対する重点営業
- ② 共同事業資金のニーズ発掘：共同事業を行っている組合に対する資金ニーズの把握及び営業等
- ③ 転貸融資資金のニーズ発掘：利用の大きなシェアを占める除染作業に対する転貸融資について、組合と連携しながらの利用促進

(2) 成果

- ① 除染作業による特例措置については、福島県建設業協同組合と連携し、除染作業の発注見通しの把握や、取扱金融機関に対する債務保証枠の維持などの更なる支援方を講じた結果、次のとおり融資実行が行われ、被災地域の課題解決に貢献した。

(令和元年度実績)

債権譲渡件数	5 件
債権譲渡金額	911 百万円
融資実行額	295 百万円

② 除染以外の転貸融資についても、次のとおり融資実行が行われ、中小・中堅建設企業への資金供給の円滑化に貢献した。

・ 融資実行額 415 百万円 33 件

【今後の取り組み等】

■ 建設産業団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援するため、ニーズ調査等を行い、新たな事業展開（ICT 建機リース、事業承継等を通じた構成員支援）を模索している建設産業団体及び事業協同組合等に対する債務保証活用策を検討する。

■ 本事業の期限が令和 3 年 3 月末までとなっているところ、令和 3 年度以降の事業延長について関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と協議、検討する等、積極的に対応する。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

【担当部：経営基盤整備支援センター】

④ 建設産業活性化助成事業

(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体（本財団への出えん団体、都道府県建設業協会及び府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円）、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円を助成
- ・助成率は6割（助成対象となる事業費の3/5を助成）
- ・申請受付及び交付決定（5月下旬頃）
- ・各団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算
- ・令和2年度助成事業に係る企画等

【令和元年度事業報告】

1. 令和元年度助成要綱に基づき以下のとおり助成事業を実施した。

(1) 助成概要

- 助成対象団体：① 拠出団体（37団体）、② 都道府県建設業協会、府県建設産業団体連合会（83団体）、③ 特に認める団体（16団体） 計136団体
- 助成金交付額：原則200万円を上限、特別枠事業実施の場合は上限100万円を加算
- 助成率：6割（助成対象事業費の3/5を助成）

(2) 交付要綱の主な変更点：特別枠対象事業を従前の原価管理、労働環境改善（働き方改革）、地域連携等のほか、「民法改正に伴う取組」や「CCUSに関連する取組」を追加した。

(3) 主な日程：①申請受付（平成31年3月4日～4月5日）、②書類審査、審査会開催（5月23日）、③交付決定通知（5月28日）、④事業期間（5月28日～令和2年3月6日）、⑤完了報告（～3月6日）、⑥交付確定通知（3月中旬～下旬）

(4) 助成金交付決定額、交付確定額

- ① 交付決定額：1億7,005万円（96団体）
- ② 交付確定額：1億4,763万円（94団体）

(5) 次年度に向けた取組み（交付要綱及び本事業に関する運用の見直し）

- ① 次年度に向け交付要綱の見直しを行い、主に助成率の引き上げ（3/5→4/5）、特別枠の新規追加（BCP関連、中小企業等経営強化法に関する取組）等を行ったうえ、「令和2年度交付要綱」を対象団体宛に周知した。
- ② 本事業の業務プロセスの見直しを図り、令和元年度より進めている、助成対象団体と当財団との間のやりとり（当財団からの周知・連絡、団体からの提出等）を引き続き、郵送から電子メールの運用に切り替え定着させて、業務の効率化を図る予定。

2. 業務連携促進事業助成に係る助成（企画広報部所管）

本財団の事業活動と密接に連携し全国的な事業活動を行っている以下の5団体に対しては、本財団が実施する事業との業務連携に係る「業務連携促進事業助成」を実施した。

- （一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、全国建設業協同組合連合会、（一社）建設産業専門団体連合会、（一社）全国建設産業団体連合会

【今後の取組み等】

■助成対象団体にヒアリング調査等を行い、助成申請団体にとっての利便性向上、特別枠として有効なテーマ設定などを視野に入れ、今後継続的に交付要綱の見直しを行う。

■令和2年度は助成率の引き上げ（3/5→4/5）、災害備蓄品の購入を認めるなど制度を緩和したところである。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑤ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）

（経営改善支援担当部）

事業内容

・建設業経営者研修（第24回）の企画検討、講師等の候補者の選定

【令和元年度事業報告】

- ・令和元年度 第24回建設業経営者研修を実施した。
 - 開催日：令和2年2月21日 10:30～17:00 ※交流会及び技術体験コーナー17:00～
 - 会場：建設業振興基金 5階 501会議室
 - 出席者：41名
 - 研修テーマ：「生産性革命と経営力向上～経営で活かす BIM/CIM 建設業に不可欠な VR/AR」
 - 受講料：15,000円（税込、交流会費含む）
 - 研修プログラム：以下のとおり

No.	講演内容・講演者	講演時間
(1)	開会	10:30～10:40
(2)	「BIM/CIM を活用した生産性革命を経営に生かすには」 矢吹 信喜氏（大阪大学大学院工学研究科 教授）	10:40～12:00
(3)	「中小建設企業による CIM と VR の利活用（土木、測量）」 原田 英司氏（株式会社加藤組 取締役土木部）	13:00～13:50
(4)	「デジタル化が中小建設業の業態を変える」 新井 孝雄氏（株式会社ヤマト 代表取締役会長）	13:50～14:40
(5)	「最新の技術動向」 オートデスク株式会社、川田テクノシステム株式会社、 福井コンピュータ株式会社	14:50～15:35
(6)	パネルディスカッション コーディネーター：矢吹 信喜氏 パネリスト：原田 英司氏、新井 孝雄氏、 藤澤 泰雄氏（八千代エンジニアリング株式会社）	15:50～16:50
(7)	閉会	16:50～16:55
(8)	交流会及び技術体験コーナー（建設業振興基金 3階 301 会議室）	17:00～19:00

【研修実施後のアンケート調査結果から一部抜粋】

- ・全体的な意見
 - タイムリーな話を聞くことができて良かった。
 - BIM/CIM の過去の経緯や現在の状況、これからの姿が具体的にイメージできた。
 - 事例にもリアリティがあった。
 - BIM/CIM の導入のためには、社員の意識や資金がネックかなと感じたが、取り組む価値はあると感じる。
- ・今後取り扱って欲しいテーマ
 - 人材採用・新卒採用の取り組み。
 - 労務管理・働き方改革の取り組み。
 - インフラメンテナンス、効率的な道路・河川・橋梁等の維持管理。
 - 建設業以外の異業種企業の社長による講演。等

【今後の取り組み等】

- 経営者の視点で、業界における喫緊の課題や今後必要とされる業務改革や新技術の動向など、業界ニーズを捉えた研修テーマの抽出・検討。また、従来型研修（座学）に加え、別方式の研修も企画・検討。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：金融・経理支援センター】

⑥ 建設業経理検定試験・研修・講習

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・建設業会計の知識を普及し、建設企業の経営基盤強化を目的とした建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回実施する。
- ・初学者を対象として研修と検定試験を組み合わせた建設業経理事務士特別研修（3級・4級）を実施する。また、担い手確保の観点から高校等の教育機関と連携した学校単位での特別研修や企業・団体単位での特別研修を普及させる。

【令和元年度事業報告】

■ 有資格者数（令和2年3月31日現在）

建設業経理士 1級：27,147名、2級：315,225名
 建設業経理事務士 3級：274,896名、4級：203,917名
 計：821,185名

■ 検定試験

- ・第26回建設業経理士検定試験を9月8日に47都市で実施した。
- ・令和2年3月8日に予定していた第27回建設業経理士検定試験、第39回建設業経理事務士検定試験は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため開催を中止し、受験申込者に対して受験料返還の措置を講じた。

級・科目	第26回（令和元年9月実施）			第24回（平成30年9月実施）		
	申込者数	受験者数	合格者数 （合格率：％）	申込者数	受験者数	合格者数 （合格率：％）
1級財務諸表	2,749	1,517	311 (20.5)	2,907	1,555	434 (27.9)
1級財務分析	2,289	1,276	387 (30.3)	2,434	1,243	352 (28.3)
1級原価計算	2,872	1,580	79 (5.0)	3,217	1,692	503 (29.7)
2級	12,592	8,635	3,578 (41.4)	12,401	7,884	2,655 (33.7)
合計	20,502	13,008	4,355 (33.5)	20,959	12,374	3,944 (31.9)

■ 特別研修

級	令和元年度		平成30年度	
	受講者数	合格者数 （合格率：％）	受講者数	合格者数 （合格率：％）
3級	1,747	1,622 (92.8)	1,824	1,687 (92.5)
4級	2,842	2,789 (98.1)	2,933	2,873 (98.0)
合計	4,589	4,411 (96.1)	4,757	4,560 (95.9)

【内 訳】

- ・一般（実施都市 47都市）

3級	1,167	1,106 (94.8)	1,186	1,120 (94.4)
4級	1,315	1,293 (98.3)	1,404	1,390 (99.0)
計	2,482	2,399 (96.7)	2,590	2,510 (96.9)

・ 高校等の教育機関（実施校 55 校）

3 級	542	480	(88.6)	615	544	(88.5)
4 級	1,412	1,381	(97.8)	1,383	1,337	(96.7)
計	1,954	1,861	(95.2)	1,998	1,881	(94.1)

・ 企業・団体（実施企業等 8 社）

3 級	38	36	(94.7)	23	23	(100)
4 級	115	115	(100)	146	146	(100)
計	153	151	(98.7)	169	169	(100)

■ 助成金の支給

建設業団体が地域の高校に対して特別研修を周知する活動を対象として、広報助成金を支給した。

支給団体 18 団体、助成金額 1,730 千円

【今後の取り組み等】

- 従来から周知について協力を依頼している建設業団体や工業高校に加え、大学、商業高校、会計専門学校等にも範囲を広げ、受験者増大を目指す。
- 特別研修を建設企業の新入職員研修として利活用してもらえるような広報活動を行っていく。
- 学校単位での検定試験申込みに対する受験料割引制度の広報活動に注力し、商業高校生を中心とした新たな受験者層拡大を目指す。
- 令和元年度に「建設業経理検定制度に関する懇談会」で提言された内容を踏まえ、出題範囲の見直しを検討する。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑦ 電子商取引等の標準化 (CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・電子契約を行った場合の電子納品等の運用が円滑に行えるよう、取り扱い方策の策定及び公共発注者等への周知を行う。
- ・2020年4月施行の改正民法に併せ、基本契約メッセージの運用に関する検討を行う。
- ・CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンの確定並びに移行に向けた検討を行う。
- ・各企業の原価管理等の社内システムとのスムーズな連携を実施するため、業務パッケージベンダ及びCI-NET サービスベンダにCI-NET 機能を実装するための働きかけを行う。
- ・設備工事関連の見積業務におけるCI-NET 電子商取引の運用拡大を推進する。

【令和元年度事業報告】

1. 電子納品等の運用が円滑に行えるよう、取り扱い方策の策定及び公共発注者等への周知
 契約書の電子化や各種電子化によるサービスが進んでいる実態を踏まえ、平成17年3月に国土交通省が公表した『電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン』の記載内容の一部を改訂することについて国土交通省担当部署（建設業課法規係）と協議した。
2. 2020年4月施行の改正民法に併せた基本契約メッセージの運用検討
 民法改正に合わせ、協力会社との基本契約を結び直す必要が生じるゼネコンのニーズを踏まえ、新たに基本契約書の授受に関するメッセージを策定し公表した。
3. CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンの確定並びに移行に向けた検討
 - ・CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンとして、以下を検討、策定。
 - ①2019年10月より実施された軽減税率制度及び2023年10月導入のインボイス制度に対する対応
 - ②請負契約外取引（小口決済）に関する電子商取引ルールの見直し
 - ・インボイス対応は、発注側・受注側ともに工事原価にかかる税額控除、または売上にかかる納税額に関する課題であり、業界のニーズが高く、CI-NET の規約変更について十分な検討を重ね、概ね次期バージョン移行への目処をたてた。

※出来高・請求業務をCI-NET で実施するゼネコンにとっては、インボイス対応は避けられない課題
4. 原価管理等の業務パッケージベンダとの連携
 建設会社では、原価管理等の社内システムを既存の業務パッケージで運用する 경우가多く、社内システムとCI-NET データのスムーズな連携を図るため、業務パッケージベンダにCI-NET 連携機能仕様を提示し、実装を依頼している。今年度はベンダー3社に働きかけを行った。
5. 設備工事関連の見積業務におけるCI-NET 電子商取引の運用拡大の推進
 ゼネコンと設備会社間の授受の頻度が高い設備見積業務の効率化を目指して、CI-NET データ項目に準拠したCSV形式でのサンプルデータを用いたデータ交換の検証（最終確認運用）を、フォーラム（Web上の会議室）を利用して実施した。この検証には複数のサブコンとゼネコンが参加したが、結果について検討すべきWGはコロナウイルスの影響で延期した。
 また、建設資機材コードの整理統合を行い、建設資機材コード Ver. 1.80 として策定した。

【今後の取り組み等】

- 次期実装規約への移行検討には、2023年10月から導入されるインボイス制度等の改正に伴う新規データ項目の追加や利便性向上のためのデータ項目の修正等を検討し移行、迅速に標準化が進められる体制を構築する。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑧ 電子商取引の普及推進 (CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・「CI-NET 第3次3ヵ年活動計画（2017～2019年度）」に基づき、CI-NETの普及・拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換を実施する。
- ・CI-NETの広報普及のため、新たな広報ツールを作成し普及拡大に努める。
- ・電子商取引説明会等の開催により、CI-NETに関心ある企業を中心に積極的な普及活動を実施する。
- ・CI-NET導入済みゼネコンの電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた働きかけを行う。
- ・次期バージョン移行に関する具体的なアクションプランを策定する。

【令和元年度事業報告】

1. CI-NETの普及・拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換の実施

日本建設業連合会の協力を得て会員企業を対象に説明会を開催したが、他の建設業関係団体との意見交換は実施できなかった。

2. CI-NETの広報普及のため、新たな広報ツール作成による普及拡大

- ・WebSmall利用状況調査を行った結果、出来高・請求業務まで希望する協力会社が多いことを把握した。出来高請求業務までCI-NETで実施している企業を参考に広報ツールを作成する検討を行った。

3. 電子商取引説明会等の開催により、CI-NETに関心ある企業を中心にした積極的な普及活動の実施

- ・CI-NETの普及拡大に向けた「第3次3ヵ年活動計画（平成29～31年度）」の最終年度にあたり、その目標（利用企業数1万2千社以上、発注側ゼネコン10社以上）の達成に向け、以下の取り組みを実施した。

(1) 完工高300億円以上のゼネコンに対するCI-NET導入の働きかけ

(2) 各種説明会の実施：東京2回（23社+15社）、愛知（11社）、大阪（19社）、計4回開催（社数は参加企業数）

（上記ともCI-NET導入に一定の効果が期待できるため、次年度も継続予定）

4. CI-NET導入済みゼネコンの電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた働きかけ

- ・CI-NET導入要因を調査するため、調査票の案を作成し、導入ゼネコン1社に試行的に実施した。
- ・WebSmall利用状況調査を行った結果、出来高・請求業務まで希望する協力会社が多いことが分かり出来高・請求業務拡大に向けた働きかけの準備を行った。

5. 次期バージョン移行に関する具体的なアクションプランの策定

- ・既存メッセージの見直しや次期バージョンへの移行の検討及び展開のため、各企業のシステム改修等日程の調整等を行った。

【今後の取り組み等】

- 令和2年度は「第4次3ヵ年活動計画（令和2～4年度）」の初年度にあたり、CI-NET普及拡大に向けた取り組みを積極的に行う。また、「第4次3ヵ年活動計画案」の策定により普及拡大に向けた具体的なアクションプランに沿って普及活動に注力する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築することにより、若年者の入職促進、育成のための事業を具現化、実行していく。
- ・教育訓練の実践的な役割を担う富士教育訓練センター等と連携を図り、充実した教育訓練の実践、教育訓練をはじめとした担い手確保・育成に資する提案、担い手確保・育成に係る広報等、中核的な役割を果たすための事業を実施する。

【令和元年度事業報告】

1. 全体

(1) 企画運営会議（4月24日）

- ・昨年度の事業報告・決算、今年度の事業計画・予算について承認。

(2) 成果報告会（12月9日）

- ・本事業の終了にあたり、これまでの事業成果等を報告する場として成果報告会を開催した。

2. 地域連携ネットワークの構築支援

- ・構築された43の地域連携ネットワークの事業が終了。
- ・事業成果等を取りまとめるため、アンケートやヒアリング調査を実施した（8月～12月）。

3. 教育訓練等基盤の充実・強化

(1) プログラム・教材等 WG

- ・教材「建設現場で働くための基礎知識」の普及推進を行った。
- ・「建設現場で働くための基礎知識（土木工事編）」を映像化し、YouTube 配信を行った。

(2) 教員免許更新制における免許状更新講習

- ・文部科学大臣の認定を受け、教員免許更新制に対応する更新講習「実務施工体験研修」を全国3箇所にて実施（兵庫会場（8月5日～7日、参加者：7名）、福岡会場（8月5日～7日、参加者：10名）、静岡会場（8月7日～9日、参加者：20名）した。

(3) 担い手確保・育成に関する情報等の集約及び発信

- ・建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）と連携のうえ、ホームページ「建設現場へGO！」に最新情報を集約・発信した。

4. 建設産業担い手・コンソーシアム事業終了後の事業成果の定着支援の検討

- ・建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業後も、本事業を通じて構築された地域連携ネットワーク等の全国各地の担い手育成のための基盤や、事業で得られた成果を持続的なものとするために、一定期間、定着支援を行うための環境を整えた。

【今後の取り組み等】

- 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業終了後の事業成果の定着支援を令和4年度まで実施。
本事業で得られた様々な成果を定着させるための支援を行う。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 ⑩ 建設労働者緊急育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、特にとび工、型枠工、鉄筋工等の躯体系職種における建設技能労働者を確保する。 ・ 本財団に中央拠点を設置するとともに、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置し、全国において本事業を実施する。

【令和元年度事業報告】

- 地方拠点等（実績）中央拠点 1 カ所、地方拠点等 23 カ所
 - 訓練参加者（計画）1,000 名 →（実績）1,021 名（うち躯体系職種 502 名）
 - 訓練修了生（計画）訓練参加者の 90% →（実績）998 名（修了率 97.7%）
 - 就 職 者（計画）訓練修了生の 70% →（実績）594 名（訓練修了者の就職率 59.5%）
- ※就職率は、令和 2 年 3 月末までの集計結果。4 月以降は厚生労働省で集計のため、実績は未確定。

【今後の取り組み等】

- 各地方拠点がそれぞれ実施する募集・訓練・就職支援について、効果の高い取り組み等を各拠点間で情報共有を図り、全拠点における事業効果の最大化に努める。
- ※令和 2 年度については、建設労働者育成支援事業として実施し、当財団が受託。

IV

建設産業政策への協力

⑪ 中小企業等担い手育成支援事業
(厚生労働省受託事業)【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・中小企業の新規入職者を対象として、OJT と OFF-JT を組み合わせて訓練を実施し、一定レベルの技能を習得させる。訓練の確実かつ効果的な実施に向け、OJT 訓練計画策定に向けた支援、訓練の進捗把握、補講の実施、相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。

【令和元年度事業報告】

■「平成 30～令和 2 年度事業」への取り組み

【1 期（訓練期間：平成 31 年 1 月～9 月）】

- ・9 月に実施される 2 級建設機械整備技能士の合格を目指し、OJT 講習と OFF-JT 講習を併せて実施した。
- ・3 ヶ月に 1 回程度（実施回数 8 回、訓練生 7 名）の OFF-JT 講習の熟練度把握のための試験を実施した。
- ・一定レベルに達していない訓練生については、補講を実施した。
- ・月に 1 回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施した。

※2 期については、一定以上の訓練生の確保ができなかったため、令和 2 年 4 月以降に再調整。

■「平成 31～令和 3 年度事業」への取り組み

- ・鉄筋、造園、建築板金の 3 職種の訓練を実施するため訓練計画の策定、参加者の募集等を行った。
- ・事業開始後、鉄筋は 1 カ月に 3 回程度（実施回数：15 回、訓練生 8 名）、造園は 1 カ月に 2 回程度（実施回数：3 回、訓練生 12 名）の OFF-JT 講習、熟練度把握のための試験を実施した（建築板金の OFF-JT 講習は、令和 2 年 4 月以降）。
- ・月に 1 回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施した。

【今後の取り組み等】

■「平成 30～令和 2 年度事業」への取り組み【2 期（訓練期間：令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）】

- ・OJT 講習と OFF-JT 講習を併せて実施し、クレーンオリジナル基礎ランク（技能検定 3 級程度に相当）に合格させ、2 級建設機械整備技能士を受験させる。

■「平成 31～令和 3 年度事業」への取り組み

- ・2 職種（とび・型枠）の訓練を実施するための訓練計画の策定、参加者の募集等を行う。
- ・既に訓練を実施している 3 職種（鉄筋、造園、建築板金）については、進捗管理を行う。

(4) 人材確保・育成

⑫ 建設キャリアアップシステムの開発・運営

【担当：建設キャリアアップシステム事業本部】

事業内容

技能者の適切な評価、処遇改善及び将来にわたる担い手確保を図ることを目的に、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積する「建設キャリアアップシステム」の運営主体として、システムの開発及び運営を行う。

【令和元年度事業報告】

1. 技能者情報、事業者情報の登録

(件)

	前年度計	年度目標値	年度計	年度末累計
技能者情報登録	17,708	780,000	202,993	220,701
事業者情報登録	8,604	95,000	33,881	42,485
就業履歴登録	8,938	165,000,000	1,754,008	1,762,946

- ・4月に現場での就業履歴の蓄積(本運用)を開始。就業履歴登録アプリ「建レコ」をリリースし、併せて「現場運用マニュアル(第2版)」、「建レコ」と接続可能なカードリーダー4機種の情報にHPに掲載。

2. 申請受付業務の状況

- ・各都道府県建設業協会に受付窓口45箇所、全国建設労働組合総連合に受付窓口76箇所・認定登録機関156箇所が開設され、書面による申請を受け付けている。
- ・7月末から、技能者のインターネット申請において、証明書類に合わせて申請内容の入力間違いの修正(web補記)を実施。不備となる割合を低減し、修正にかかる利用者の負担を減らすことにより、申請から登録までの期間短縮を図っている(技能者のインターネット申請にかかる平均の審査日数:平均20.9日(4月実績web補記前)、平均6.7日(9月実績web補記後)。なお、申請の約9割がインターネット申請である。

3. 広報・普及活動の状況

①説明会等の開催

- ・建設産業団体及び企業の要請に基づく説明会を約140回開催。
- ・本財団主催の説明会を9月から3月の間に全国の県庁所在地等62会場で開催予定のところ、新型コロナウイルスの影響により49回開催・6,279人参加。
- ・建設・測量生産性向上展(CSPI-EXPO)/5月22日~24日:幕張メッセに出展
- ・登録の代行申請実務担当者向け勉強会(7月~8月の間、6回開催・申込者数155名)、及び登録会を開催(9月~2月の間、全国で49回開催・参加者数293名)
- ・国直轄モデル工事連絡会議を2020年1月から2月まで9回開催(3月開催中止)。現場見学会は11回開催(3月開催中止)。

②普及・広報コンテンツの作成等

- ・登録から現場運用まで何をすれば良いか分かりやすく解説した書籍「建設キャリアアップシステム かんたん!ガイド(発行:日経BP、監修:建設業振興基金)」を9月に刊行。説明会等で約6,000部を配布
- ・8月にHPを改定、モバイル端末に対応。9月に登録の代行申請実務担当者向け勉強会の模様を編集した動画「インターネット代行申請ガイダンス」(再生回数17,781回)を、1月に技能者向けの基本動画(再生回数4,424)をHP(YouTube)で公開。

- ・建設キャリアアップシステムに登録された現場であることを現場に掲示する「登録済現場ステッカー」や登録技能者の「ヘルメット貼付用シール」を作成。
- ・現場での就業履歴の登録を促進するため、現場に設置が必要なカードリーダーやパソコン等の機器が一体となった「現場キット」の事業者への無料貸し出しを国土交通省の受託事業「マネジメントスキル向上特別講習」で総合工事業団体等会員企業に対し 45 台、国土交通省の補助事業「住宅・建築物環境対策事業」で建築大工関連団体会員企業・個人事業者に対し 20 台、それぞれ実施した。

4. 民間システムとの標準 API 連携 (API: Application Programming Interface)

- ・3月末現在で、受付処理件数 25 件に対し、「建レコ」を除く 7 件の民間システムを建設キャリアアップシステムの連携システムとして認定し、現場登録情報、就業履歴情報等のデータ連携を図っている。
- ・就業履歴登録件数

	年度末累計
建レコ	1,014,469
民間システム計	670,638
システムへの直接入力	38,291

5. システム開発・運用

- ・建設キャリアアップシステムを活用した国土交通省の施策展開に伴い、技能者の能力評価レベル判定システム、外国人就労管理システムとの連携に係る開発を行った。(国土交通省のレベル判定システムの運用開始は令和2年4月に予定されているが、データ連携は、当面、オフラインでの情報の連携を予定している。)
- ・本年度開始した現場運用における就業履歴情報登録アプリ「建レコ」について、データ受信の負荷低減、自動再接続機能の開発を行った。
- ・就業履歴情報や施工体制、作業員名簿など 21 種類の帳票のエクセル出力機能を完成した。当初のリリース予定は 2019 年 4 月であったが、安全帳票のエクセルによるスムーズな出力等の実現に時間を要し、リリースが 2020 年 2 月末へと大幅に遅れた。
- ・セキュリティ監査の結果を踏まえて指摘された事項に対応し、サイバー攻撃に対する防御ツール (WAF/IPS)、(不正アクセスの防御件数) 並びに個人情報をセキュアな環境で取り扱うための仮想デスクトップ (VDI) を導入した。
(WAF: Web Application Firewall、IPS: Intrusion Prevention System、VDI: Virtual Desktop Infrastructure)
- ・地方自治体発注者において総合評価等で建設キャリアアップシステムに登録している事業者を評価する動きが広がってきていることから、HP 上での登録事業者の検索ができるようプログラム開発と公開の準備を実施した。

【今後の取り組み等】

(1) 国の施策展開と連動したシステムの機能拡張

- ・国土交通省の「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に連動し、建設キャリアアップシステムを活用した(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部(建退共)の電子申請の試行(10月)への対応、社会保険加入状況確認、発注者による現場情報の閲覧機能などの機能拡張、マイナポータルとの連携を踏まえた情報基盤・セキュリティ強化、利用者の操作性・利便性向上に資する必要な機能改善について検討・実施する。

(2) 技能者情報、事業者情報の登録

- ・登録申請における申請内容の審査基準の見直し、審査体制の拡充（7月）を行うことにより、申請受付からカード発行までの業務処理の効率化を図る。
- (3) 普及・広報活動の推進
- ・分かりやすい動画等コンテンツの提供（令和元年12月）やニーズに応じた説明会の開催、業界団体を通じた現場運用見学会の開催等を通じ、システムの活用・普及を推進する。（なお、説明会等の開催時期については新型コロナウイルスの影響により時期未定）
- (4) 標準APIによる民間システムの認定等
- ・建設キャリアアップシステムの標準APIによる民間システムの認定業務を着実に実施するとともに、確実な就業履歴等のデータ連携を行う。
-
- ・目標値（国土交通省の低位推計値）
技能者登録数 38 万人（累積 60 万人）、事業者登録数 2.9 万社（累積 7.1 万社）、就業履歴登録数 1,641 万件

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

・建設産業人材確保・育成推進協議会の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担
い手確保・育成に向けた活動を展開する。

【令和元年度事業報告】

1. 「建設業界ガイドブック」の作成・配布

・建設業が果たす役割等を分かりやすく解説した冊子「建設業界ガイドブック」を、建設産業団体や工業高校等へ広く配布した。(配布数：約 54,000 部)

2. 私たちの主張及び高校生の作文コンクール (募集期間：5月7日～7月9日)

・応募数(私たちの主張：479 作品(昨年度 431)、高校生の作文コンクール 861 作品(昨年度 1,157))

・優秀作選考委員会(8月26日)において国土交通大臣賞、土地・建設産業局長賞、佳作を選定した。

また、国土交通大臣賞表彰に加えて、国土交通省各地方整備局の協力のもと、他の入賞者表彰を試行的に行った。

3. こども霞が関見学デー (8月7日～8日)

・パワーショベルによる書道デモンストレーション、職人体験コーナー(大工、造園、鉄筋)、スタンプラリーなどを実施した。

・国土交通省への来場者合計は 5,334 名(過去最多人数)であった(昨年度 4,780 名)。

4. 学校キャラバン等

若年者の建設業への関心を高めることを目的に、建設業団体・企業、行政機関が一体となって建設業の役割や魅力等を直接語りかける活動を行った。

(1) 学校キャラバン

・千葉市立鶴沢小学校(9月25日)(参加者：84名)

・千葉市立大椎中学校(11月27日)(参加者：164名)

(2) 理工チャレンジ(リコチャレ)

・内閣府男女共同参画局が中心となって取り組んでいる、理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生の進路選択を応援する「理工チャレンジ(リコチャレ)」へ参画した(8月2日)。

(3) その他

・長野県建設業協会が主催した「土木の日」イベントに参画した(11月16日)。

5. 会議開催

(1) 担い手確保・育成に関する説明会(7月4日)

・人材協賛団体向けに国土交通省・厚生労働省・法務省・中小企業庁、(独)中小企業基盤整備機構、本財団からの情報提供等を実施した。(参加者：約 40 名)

(2) 企画広報分科会の開催(9月13日)

・企画分科会と広報分科会の合同開催。各団体における担い手確保・育成の取り組みや国土交通省、厚生労働省からの情報提供を行った。また、人材協事業についての議論も行った。

(3) 2020 建設産業若者会議(2月2日)

・建設業へ就職を考えている、又は就職した若年層の率直な考えを聞くとともに、建設業の魅力発信のために有効な方策について提言を得る目的で開催した。

・作文コンクール入賞者及び応募者を中心に、工業高校生、大学生、専門学校生、建設業就業者など 25 歳以下の若者 17 名が参加した。

(4) 活動方針検討会（2月19日）

- ・人材協事業の活性化策を取りまとめることを目的に検討会を開催した。

※全国担当者会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止した。

6. 建設産業の戦略的広報の推進

- ・Webサイト「建設現場へGO!」の情報更新（随時）

7. 国土交通省地方整備局との連携推進

- ・人材協事業の事業効果を高めることを目的に、国土交通省地方整備局との連携推進を図った。
(学校キャラバンの全国展開、戦略的広報の推進、作文コンクール受賞者への賞状伝達 等)

【今後の取り組み等】

- 建設産業における担い手確保・育成等を推進するため、協賛団体等と目的を共有しつつ諸活動を実施する。
- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」の活動方針の検討
人材協事業をさらに活性化させるため、人材協として取り組むべき方向性について検討を行う。
- 「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」の成果である各種ネットワークや各種教材及びツール等について、活用及び連携を図っていく。
- 人材協の活動をさらに推進していくために、国土交通省各地方整備局等との連携強化を図る。
- 建設産業の戦略的広報を行うにあたり、コンテンツの充実を図るとともに、効果的な発信方法を検討する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑭ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。

【令和元年度事業報告】

1. 登録基幹技能者制度推進協議会の運営

- (1) 運営委員会の開催（4月22日）
- (2) 総会の開催（5月28日）
- (3) 事務局長等会議の開催（2月13日）

2. 登録基幹技能者制度の普及等

- (1) 地方自治体等へのデータ提供と活用の促進

総合評価方式等で登録基幹技能者の活用がさらに進むように、登録基幹技能者のデータを地方自治体等へ積極的に提供した。

- (2) 建設キャリアアップシステムとの連携

登録基幹技能者と密接に関連している建設キャリアアップシステムについて建設キャリアアップシステム事業本部との情報共有や連携を図った。また、技能者能力評価制度等の政策に関して、国土交通省と積極的に連携するとともに、登録基幹技能者制度運営団体への周知徹底を行った。

3. 共通テキストの改訂作業

協議会の下にテキスト改訂WGを設置し、令和2年度の発刊に向けて共通テキストの改訂作業を行った。

- ・テキスト改訂WGの開催（6月19日、10月30日、1月8日）

4. パンフレットの改訂

登録基幹技能者の周知活動等に活用するため、有資格者数、評価・活用状況等について最新の実績を反映したパンフレットを作成した。

■ 登録基幹技能者数

令和2年3月末現在	72,113名	35職種 50団体
平成31年3月末現在	67,437名	33職種 42団体

■ 都道府県等における総合評価方式での活用状況

令和2年3月末現在	取りまとめ中	取りまとめ中
平成31年3月末現在	21道府県	5政令市

【今後の取り組み等】

- 地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、登録基幹技能者の評価・活用の拡大を図る。
- 建設キャリアアップシステムの本運用や総合評価方式における登録基幹技能者の評価・活用の拡大、建設技能者能力評価制度推進協議会の発足などに伴い、登録基幹技能者制度を取り巻く状況は大きく変化していることから、講習実施団体に対して相談対応等を行うなどの支援に努める。
- 登録基幹技能者共通テキスト、パンフレットの改訂等を行う。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑮ 海外建設実習生受入・外国人建設就労者受入事業

(人材育成支援担当部)

事業内容

・建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、わが国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「海外建設技能実習生受入事業」を監理団体として実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」を特定監理団体として実施する。

【令和元年度事業報告】

■ 海外建設技能実習生受入事業

技能実習生受入人数	30名（前年度比 -1名） ベトナム人：12名、ミャンマー人：16名、中国人：2名
技能実習生在留数	65名（前年度比 +21名）（令和2年3月末現在） 技能実習1号口（1年目）：19名 技能実習2号口（2,3年目）：30名 技能実習3号口（4,5年目）：16名
実習実施機関（企業数）	10社（前年度比 +2社）（令和2年3月末現在）
巡回指導回数	98回（前年度比 +26回）

■ 外国人建設就労者受入事業

建設就労者受入人数	9名（前年度比 -17名） ベトナム人：9名、ミャンマー人：0名、中国人：0名
建設就労者在留数	50名（前年度比 -45名）（令和2年3月末現在） 継続（2年）：0名 再入国（2年）：18名 再入国（3年）：32名
受入建設企業（企業数）	10社（前年度比 -4社）（令和2年3月末現在）
巡回指導回数	97回（前年度比 -14回）

【今後の取り組み等】

- すでに在籍している技能実習生・建設就労者や2019年度に新たに受け入れることが決まっている技能実習生・建設就労者については、法令に則って対応し、海外技能実習生受入事業・外国人建設就労者受入事業とも在留期間が終了するまで円滑に実施する。
- 2019年4月に創設された新たな在留資格である特定技能について、適正な情報の提供、相談への対応、登録支援機関の紹介等を行う。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：金融・経理支援センター】

⑯ 建設業経理士の支援・育成

(経理研究・試験担当部)

(登録建設業経理士制度の運営)

事業内容

- ① 建設業経理士有資格者の能力の維持・向上を目的とした継続教育として「建設経理士登録講習会」を実施する。
- ② 建設業経理士に対して法務・労務・会計等、建設業経営に有益となる知識を付与するため、一般財団法人建設産業経理研究機構と連携して、セミナーや動画サービス等を提供する。
- ③ 建設業経理に従事する人材に対して必要となる教育の在り方や課題等を分析する。

【令和元年度事業報告】

■ 建設業経理士登録講習会

建設業経理士有資格者の継続教育として「建設業経理士登録講習会」を全国9都市において実施した。

内容	開催回数		受講者数	
1級講習会	20	(22)	541	(600)
2級講習会	21	(21)	1,141	(770)
合計	41	(43)	1,682	(1,370)

※ () 書きは前年度の数値

■ 建設業スキルアップセミナー

建設業経理士へ経営に必要な情報を提供するため「建設業スキルアップセミナー」を開催した。今年度は「建設産業の若者を定着させる働き方改革の理論と実践」をテーマとした。

開催地区数	開催回数		受講者数	
5	(10)	5	(18)	118 (599)

※ () 書きは前年度の数値

■ 実務セミナー受講者に対する助成

一般財団法人建設産業経理研究機構が実施する「建設業実務セミナー」を登録建設業経理士が受講する場合に、受講料の一部を助成した。

助成対象者数 366名、助成金額 1,627千円

■ 建設業経理検定制度に関する懇談会

有識者等で構成される「建設業経理検定制度に関する懇談会」において、建設業経理士の能力の維持・向上等に資する方策等を検討し、提言書を取りまとめた。また、その内容をもとに国土交通省に対して要望書を提出した結果、「中央建設業審議会」において建設業経理士の継続教育を制度化していく方向性が示された。

【今後の取り組み等】

- 中央建設業審議会で示された方向性を踏まえ、今後パブリックコメントが提示されたうえで、法令や通達等によりその内容が決定していく予定である。これらの動向に的確に対応し、資格者の便宜を図っていく。
- 有資格者にとって必要となる情報について精査し、迅速に発信していく。

Ⅱ**建設産業の振興支援****(5) 調査研究、広報、情報提供等****【担当部：企画広報部及び各部】****⑰ 建設産業にかかる総合的な調査研究 等****事業内容**

・今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究等を通じ、建設産業振興策の立案等に活用するとともに本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携等を図る。

【令和元年度事業報告】**(1) 建設企業の魅力発信の取り組みに関する調査**

建設業の魅力を中学生に伝えるために調査を実施し、その結果を取り組み事例集としてまとめるとともに当該資料を教育委員会、関係団体等に幅広く配布する等の活用を図った。

(2) 建設業経営者等向け研修会の企画・開催

(公財) 建設業適正取引推進機構に委託し、経営者等を対象とした「中小企業等経営強化法」、「民法改正に伴う請負契約約款の影響」、「改正建設業法」に関する研修を次のとおり実施した。

- ・名古屋（7月8日 参加43名） ・福岡（9月4日 参加23名） ・仙台（10月10日 参加29名）
- ・大阪（11月8日、参加27名） ・東京（11月25日、参加30名）
- ・合計5回 参加名

(3) 日本の建設生産システムと東南アジアとの比較調査

(一社) 建築社会システム研究所に委託し、日本の建設生産システムにおける元請・下請関係と東南アジア諸国における元請・下請関係の現状と問題点の比較分析等を行なうとともに、立命館大学にて当該調査に係る国際会議を実施した。

【今後の取り組み等】

- 令和2年度以降も継続して、今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究活動等を展開する。

II

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：金融・経理支援センター】

⑱ 建設業経理に関する調査研究等

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ① 中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマについて、各都道府県建設業協会と連携して「税財務講習会」を実施する。
- ② 中小・零細建設業の経営に必要な情報を広く提供する。
- ③ 建設業会計に関する諸課題に対する調査研究を行う。

【令和元年度事業報告】

■ 建設業税財務講習会

開催団体数	開催回数	受講者数
6 (7)	6 (8)	346 (301)

※ () 書きは前年度の数値

【テーマ】

- ・ 会計・税務
- ・ 働き方改革
- ・ 民法改正

■ メールマガジンの発行

建設業の経営に有益となる情報を取りまとめ、メールマガジンとして毎月2回発行した。

読者数 22,538名 (令和2年3月31日現在)

■ 建設業会計に関する調査研究

一般財団法人建設産業経理研究機構と連携して「建設企業の会計と経営に関する実態調査」を実施した。

調査対象：一般社団法人全国建設業協会の協力を得て、都道府県建設業協会会員企業より抽出

調査期間：令和2年1月～2月

有効回答数：1,619社

【今後の取り組み等】

- 令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用される「収益認識に関する会計基準」や、令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度は、わが国の会計・税務に大きな影響を与えることが予測される。建設業における影響等について十分に検討を行い、建設企業の実務が混乱しないように、周知啓蒙していく。

II

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑱ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供

事業内容

- ・建設業経営に資する情報の提供を通じて中小建設企業の経営基盤強化を促進するとともに、本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報・情報提供を Web サイト等により行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
- ・広報誌「建設業しんこう」の発行（全 10 号、7・8 月号と 12・1 月号は合併号）及び「しんこう Web」による情報提供を行う。
- ・Web サイトの改修及び内容の充実を図る。
- ・「建設産業人材確保・育成推進協議会」、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」と連携し、若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関する Web サイト「建設現場へ GO!」等、各種イベントの実施に係る情報を適時・的確に提供する。
- ・建設産業団体における団体間の情報共有を促進するため、担い手の確保・育成をはじめとする各建設産業団体の取り組み事例をデータベースとして Web サイトで紹介する。

【令和元年度事業報告】

1. 「建設業しんこう」を年 10 回（各 9,400 部）発刊するとともに、発刊日にメルマガを配信した。「しんこう Web」により、建設業に関する情報発信を行うとともに、本財団の事業活動について、建設専門紙に積極的に記者発表を行った。（記者レク 10 回、投げ込み 24 回）

建設業しんこうの発刊にあたり、掲載記事の企画方針を審議することを目的として編集委員会を開催。

また、本財団ホームページの改修（第 1 フェーズ）を行った。

号	特集テーマ
4 月号	建設事業主等に対する助成金について
5 月号	（鼎談）建設系専門学校役割と取組について
6 月号	建設キャリアアップシステム本運用開始！
7・8 月号	建設労働者緊急育成支援事業の実施状況
9 月号	新・担い手 3 法の解説
10 月号	「新・担い手 3 法」と建設産業の未来
11 月号	女性技能者の活躍を推進！
12・1 月号	専門学校と大学の就職事情
2 月号	建設業の魅力を伝えるために今すべきこと
3 月号	建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の成果報告

2. Web サイト「建設現場へ GO!」等により、若年者の入職促進と担い手の確保・育成に資する情報発信を積極的に行った。

【今後の取り組み等】

■ 本財団全体の Web の見直しを図る。Web 創設から 20 年前後を経過し、「事業の改廃に応じて放置されたままのコンテンツ」、「各部の管轄で自由にサイトを作成しており統一性がない」、「セキュリティ上古い」等、様々な問題をかかえており、Web サイトのガイドライン（更新ルールや制作仕様）を作成し、ルールに乗っ取り改修を進めていくこととする。（第 2 フェーズ）

■ Web サイト、パンフレット等の内容の充実や、見やすさ・分かりやすさを追求していくとともに、Web 以外の効果的な情報発信方法について検討を行う。

Ⅱ	建設産業の振興支援
(5) 調査研究、広報、情報提供等	【担当部：企画広報部及び各部】
⑳ 連携団体職員合同研修	
事業内容	・建設産業団体の事務局職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図ることを目的に関連団体の事務局職員を対象とした合同研修会を開催する。

【令和元年度事業報告】

■「連携団体職員合同研修」を開催した。参加者は、真摯な姿勢で講義を受け、活発な意見交換を行った。研修は、終了後のアンケートにおいても参加者より高い評価を得た。

日 時：12月5日～6日の2日間

参加者数：建設業団体職員 43名、本財団職員 9名、合計 52名。

研修内容：

第1日目 講演

講義1：「働き方改革の革理論と実践 第1部 ～社長の責任！ 従業員のための就業規則～」

講師：アサンテ経営労務事務所 手島伸夫氏

講義2：「働き方改革の革理論と実践 第2部 ～働き方改革と若者の定着の実践にむけて～」

講師：ヒロ T&T 株式会社 廣津榮三郎氏

第2日目 現場見学会

株式会社村田製作所 みなとみらいイノベーションセンター建設工事（神奈川県横浜市）

【今後の取り組み等】

■ 令和2年度においても、参加者の知識・能力の向上及び各団体や本財団との相互理解を促進する魅力のあるカリキュラムを企画し開催する。

Ⅲ

施工技術等の向上

② 建築／電気工事施工管理技術検定試験

【担当部：試験研修本部】

(試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)

事業内容

・国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。

- (1) 建築施工管理技術検定試験 (1 級及び 2 級)
- (2) 電気工事施工管理技術検定試験 (1 級及び 2 級)

【令和元年度事業報告】

(1) 試験実施機関として適確に実施運営を行った。

試験の日程等

	区 分	試 験 日	合 格 発 表
1 級	建築・電気工事施工管理 (学科試験)	令和元年 6 月 9 日	令和元年 7 月 19 日
	建築・電気工事施工管理 (実地試験)	令和元年 10 月 20 日	令和 2 年 1 月 31 日
2 級	建築・電気工事施工管理 (学科試験)	令和元年 6 月 9 日	令和元年 7 月 5 日
	建築・電気工事施工管理 (学科・実地試験)	令和元年 11 月 10 日	令和 2 年 1 月 31 日 (注)

(注) 2 級学科のみ試験の合格発表は令和 2 年 1 月 24 日

[試験地]

1 級 (10 地区) 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

2 級 (13 地区) 札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

[2 級学科のみ会場] (8 地区) 帯広・盛岡・秋田・長野・出雲・倉敷・高知・長崎

実施状況 (表中の () 書きは前年度の数值)

	区分	受験予定者 (名)	受験者 (名)	合格者 (名)	合格率 (%)
建 築	1 級 (学科試験)	31,136 (30,606)	25,392 (25,198)	10,837 (9,229)	42.7 (36.6)
	1 級 (実地試験)	18,564 (17,677)	15,876 (15,145)	7,378 (5,619)	46.5 (37.1)
	2 級 (学科のみ試験) 前期	9,817 (6,759)	8,341 (5,993)	2,781 (2,377)	33.3 (39.7)
	2 級 (学科試験)	25,244 (26,174)	19,384 (20,301)	6,725 (5,724)	34.7 (28.2)
	2 級 (学科のみ試験) 後期	10,334 (9,374)	9,334 (8,587)	2,358 (1,771)	25.3 (20.6)
	2 級 (実地試験)	31,360 (32,707)	22,663 (24,131)	6,134 (6,084)	27.1 (25.2)

	区分	受験予定者 (名)	受験者 (名)	合格者 (名)	合格率 (%)
電 気 工 事	1 級 (学科試験)	18,241 (20,196)	15,048 (16,989)	6,128 (9,532)	40.7 (56.1)
	1 級 (実地試験)	8,718 (12,753)	8,114 (12,034)	5,382 (8,875)	66.3 (73.7)
	2 級 (学科のみ試験) 前期	2,106 (1,627)	1,813 (1,453)	1,021 (949)	56.3 (65.3)
	2 級 (学科試験)	7,090 (8,136)	5,313 (6,177)	3,119 (3,808)	58.7 (61.6)
	2 級 (学科のみ試験)	2,477 (2,233)	2,235 (2,045)	1,118 (1,356)	50.0 (66.3)
	2 級 (実地試験)	9,682 (10,763)	7,151 (7,961)	3,249 (3,436)	45.4 (43.2)

- (2) 施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大
- ・ 受験者への情報提供等のツールである受験者マイページについて、登録者数を増やし受験者の利便性向上を図るため、登録しやすいよう受検票に2次元コードの印字。
 - ・ ネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対し、受験者マイページを通じてネット申込の利便性を周知。
 - ・ 解答用紙への受験番号記載をマークシート方式から2次元コードを用いたシール貼付方式に改め、受験者の利便を向上。
- (3) 令和元年度以降の次の取り組みについて、国土交通省と連携した検討等
- ・ 1級学科試験の早期受験化、及び1級の受検資格緩和に向けた検討。
 - ・ 若年層の建設業界への入職促進、及び高水準にある離職率を抑制するため技士補制度の導入に向けた検討。
- (4) インターネット申込について（再受験者に対する利便性の向上）
- マイページ等での広報活動により、再受験者のネット利用が定着しつつある。
- 〔利用率〕 令和元年度 45.7% （H27－40.2%、H28－42.1%、H29－41.6%、H30－44.2%）
- (5) 令和元年度調査
- 工業高校生の建設企業への入職促進事業の一環として、工業高校・建設会社の取組事例等についてヒアリング調査、アンケート調査等を通じ施工管理技術検定等の資格取得における有効性等について報告書を作成した。（工業高等・建設会社の取組事例集）

【今後の取り組み等】

- 担い手の確保・育成に資する取り組みとして、国土交通省と連携し、1級学科試験の早期受験化、及び技士補制度の導入等の受検資格緩和策について実施に向けた協議等を行う。
- 令和3年度から制度改正、受験資格緩和等の対応について円滑に行えるよう準備を行う。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 監理技術者講習

【担当部：試験研修本部】

(試験管理・講習部)

事業内容

・建設工事の適切な施工を確保するうえで重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図ることを目的に、国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第26条第4項に基づき、監理技術者講習を全国において実施する。

【令和元年度事業報告】

■ 監理技術者講習は、建設業法に基づく国土交通大臣登録講習実施機関として47都道府県で開催しており、対面講習・テレビ講習合わせて60,477名が受講した。

1. 申込状況 (表中の()書きは前年度の数値)

区分	申込者(名)	前年度繰越数(名)	合計(名)
対面講習	5,244 (4,602)	802 (632)	6,046 (5,234)
テレビ講習	56,676 (56,309)	10,282 (6,834)	66,958 (63,143)
計	61,920 (60,911)	11,084 (7,466)	73,004 (68,377)

2. 実施状況 (表中の()書きは前年度の数値)

区分	計画回数(回)	実施回数(回)	差異(回)
対面講習	82 (70)	82 (70)	0 (0)
テレビ講習	1,668 (1,792)	1,678 (1,791)	+10 (-1)
計	1,750 (1,862)	1,760 (1,861)	+10 (+37)

区分	受講予定者(名)	受講者(名)	差異(名)
対面講習	5,890 (6,300)	5,155 (4,519)	-735 (-1,781)
テレビ講習	50,610 (46,200)	55,322 (53,033)	+4,712 (+6,833)
計	56,500 (52,500)	60,477 (57,552)	+3,977 (+5,052)

3. その他

- (1) 年度初の受講者推計の56,500名に対して、60,477名の受講者を確保。(5年前対比107.0%)
- (2) 当財団、会議室にて127回、2,869名の受講者を確保した。(前年対比+31回、+122名)

【今後の取り組み等】

■ 受講者データの分析

5年前地区別受講者データ等を分析し、効果的な講習会開催を実施する。

Ⅲ	施工技術等の向上
⑳ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)	【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)
事業内容	・ 建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度の運用を通じ、建設技術者の技術力の維持・向上を図る。

【令和元年度事業報告】

1. 新たに対象資格とした電気、空調、管工事関係の団体に対して昨年度に続き普及促進活動を実施するとともに、昨年度普及活動をした地域に対してフォローアップを行った。
(活動を実施した都道府県：秋田・埼玉・千葉・長野・三重・滋賀・兵庫・和歌山・山口・熊本)
2. 当制度の実績証明書を活用頂けていない和歌山県及び山口県に対して、平成 30 年度、令和元年度に参加頂いた設備系の地元協会と連携し普及活動を実施したことにより、令和 2 年度より活用されることとなった。
3. 問合せのあった講習主催者に対して丁寧に制度説明を行い新規参加者の増大に努めるとともに、既に参加している講習主催者に対してフォローアップを行うことで、プログラムの申請件数を大幅に増加させた。
また、ガイドラインを改定し e ラーニング実施に必要な規定を盛り込んだ。
4. 建築施工管理プログラム開発に係る検討
大阪建設業協会が会員企業向けに実施している講習会事業を支援するとともに、CPD 認定プログラムのビデオを作成した。
5. 問合せのあった企業に対し丁寧に説明を行うことで社内機能 ID 登録企業数の増加に努め、社内機能 ID 登録企業数を 515 社（平成 30 年度 357 社）とし、148 社増加を実現した。
6. 今年度の参加者数の目標としていた 7,500 人に対して、設備系の技術者の参加増大に努めた結果 8,200 名まで会員数を増加させた。

◇各年度の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数		4,249 名	6,366 名	8,200 名
社内機能 ID 取得企業数		190 社	357 社	515 社
プロバイダー数		72 機関	114 機関	138 機関
年度内プログラム審査数		553 プログラム	717 プログラム	1051 プログラム
本制度導入建設業協会等		兵庫		—
本制度導入 関係協会等	電気		埼玉・長野・兵庫・ 和歌山・長崎	熊本・山口・秋田
	管工事		北海道・千葉・新潟・ 石川・和歌山・長崎	山口

【今後の取り組み等】

- 設備系の協会に対し丁寧なフォローアップを行い、令和 2 年度の会員増加を図る。
併せて、設備系関係団体や設備系大手企業に対して積極的にニーズ調査や既存研修等の調査を実施し、設備系の CPD プログラムの増加を図る。
- 令和 3 年度に予定されている経営事項審査制度での CPD 実績の活用に向けて必要な体制の検討を行う。

IV 建設産業政策への協力

②④ 建設企業の継続促進に関する調査検討業務 (国土交通省受託事業)

【担当部：経営基盤整備支援センター】
(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・事業承継等の経営課題について、建設業特有の足かせ要因を把握分析するための検討会を設置・開催
- ・専門家（公認会計士、中小企業診断士等）による相談支援を実施
- ・事業承継に係る重点支援を希望する企業を公募し、審査会にて選定のうえ、専門家による重点支援を実施
- ・建設業向け事業承継セミナー及び個別相談会の実施
- ・事例集等による情報発信・水平展開の実施
- ・業務内容の評価・分析及び実施状況の報告（国交省）

【令和元年度事業報告】

国土交通省より事業承継に係る業務委託を受け、以下の取り組みを行った。

- (1) 業務名：「建設企業の継続促進に関する調査検討業務」
- (2) 業務内容：以下のとおり。
 - ① 検討会の設置・開催
専門家委員3名、オブザーバー（（一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会）、事務局（国交省、振興基金）からなる検討会を設置し、令和元年10月7日及び令和2年3月3日の2回開催し、検討を行った。
 - ② 専門家による事業承継等に係る相談支援の実施
電話1回・訪問1回のスキームにより80社に対して実施した。
 - ③ 専門家による事業承継に係る重点支援を実施
審査会で選定された7社に対し重点的・継続的な支援を実施した（訪問コンサルティング5～6回）。
 - ④ 建設業向け事業承継セミナー及び個別相談会の実施
令和元年12月9日に開催した（セミナー参加者29名、個別相談会参加企業3社）。
 - ⑤ 事例集等による情報発信・水平展開の実施
事業承継のポイントや成功・失敗事例、チェックリスト等を掲載した「中小建設業のための事業承継ガイドWeb版」を制作し、ホームページに掲載した。
 - ⑥ 実施報告書の作成
上記内容を取りまとめ、国土交通省へ提出した。

【今後の取り組み等】

- 令和2年度の国土交通省の委託事業については、事業内容や事業規模を検討したうえで申請する。

IV

建設産業政策への協力

②⑤ 建設業における女性活躍推進に関する新計画
策定等業務
(国土交通省受託事業)

【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

平成 26 年 8 月に国土交通省と建設業 5 団体が共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の最終年度にあたることから、この計画の総括をするとともに、さらに女性活躍の機運を高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍の取り組みができるよう、新計画を策定するもの。

【令和元年度事業報告】

1. 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の取組成果等の総括

平成 26 年 8 月に策定された計画の最終年度にあたることから、国土交通省及び建設 5 団体（(一社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会、(一社) 全国中小建設業協会、(一社) 建設産業専門団体連合会、(一社) 全国建設産業団体連合会）が行ってきた取組成果等の取りまとめを行った。

2. 新計画策定に向けた意見聴取等の実施

建設業における女性活躍の機運をさらに高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍の取り組みができる環境を整備するため、建設 5 団体や建設産業女性活躍推進ネットワークが推薦する女性技術者・技能者、経営者、地方自治体などの構成メンバーによる意見聴取会を 7 月から 8 月にかけて全国 10 ブロックで開催した。

3. 女性活躍推進に関する取組実態調査の実施

新計画策定委員会やブロック意見聴取会の構成メンバーとなっていない建設業団体やその会員企業を対象に女性活躍推進に関する取り組みの実態調査を実施した。また、各都道府県が行っている女性活躍推進の取り組みについての実態調査も併せて実施した。

4. 新計画策定委員会の運営

国土交通省及び建設 5 団体に建設産業女性活躍推進ネットワークが加わり、国土交通省に新計画策定委員会が設置され、新計画策定に向けた議論が行われた。本財団は事務局として委員会運営にあたった。

・第 1 回（7 月 5 日）、第 2 回（11 月 8 日）、第 3 回（12 月 25 日）

5. 新計画の策定及び普及・啓発

(1) 1 月 16 日、新計画「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画 ～働きつづけられる建設産業を目指して～ Plan for Diverse Construction Industry where no one is left behind」が策定委員会より国土交通大臣に手交され、計画が策定された。

(2) 様々な機会や媒体を活用して、新計画の普及・啓発に努めた。

・Web サイト「建設産業で働く女性がカッコイイ！」を新計画に合わせてリニューアル。

・一般誌や業界誌等への寄稿。

・国土交通省受託事業「建設技能者に対するマネジメントスキルの向上のための特別講習等実施業務」と連携し、主に職長クラスの建設技能者に対して周知（約 6,800 人）。

6. 建設産業女性活躍推進ネットワークの活動支援

(1) 平成 30 年度に発足した建設産業女性活躍推進ネットワーク（構成 32 団体）の事務局として、構成団体の取組実績を取りまとめ、ホームページを活用した広報を行った。

(2) 各団体の取り組み等について構成団体間での情報共有に努めた。

【今後の取り組み等】

■ 「建設産業における女性定着に関する調査等業務」を国土交通省から受託。

新計画の実行初年度にあたり、建設産業界が自律的・継続的に女性の定着促進に取り組むための地域ごとのアクションプログラムの策定や、女性が働きつづけやすい環境整備等に向けた理解促進のためのワークショップの開催等を行う。

IV 建設産業政策への協力

⑳ 建設技能者に対するマネジメントスキル向上のための特別講習等実施業務 (国土交通省受託事業)

【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

本事業は、国土交通省（建設市場整備課労働資材対策室）から受託し実施する。
次の2つの取り組みを軸に事業を展開する。

1. 職長・班長クラスの建設技能者を対象とした特別講習の実施

平成31年4月から建設キャリアアップシステムの本運用が開始されるとともに、建設技能者の能力評価制度がスタートし、職種ごとの能力評価基準に基づき建設技能者一人ひとりの技能や経験を客観的に評価する仕組みが構築されたことから、職長・班長クラスの建設技能者を対象にマネジメントスキル向上等のための特別講習を実施する。

2. 建設キャリアアップカードの取得支援

建設キャリアアップシステムの本運用が開始されたことを踏まえ、カードの取得を促進するため、カードを利用できる現場の拡充やPR動画の作成、登録会等を実施する。

【令和元年度事業報告】

1. 建設技能者マネジメントスキル向上特別講習の実施と技能者の能力評価の促進

(1) 職長・班長クラスの建設技能者を対象とした特別講習を実施した。

・企業主催型特別講習の実施	21社	開催数273回	受講者数3,517人
・能力評価実施団体主催型特別講習の実施	7職種10団体	開催数167回	受講者数2,164人
・基金主催型特別講習の実施	全国67会場	開催数131回	受講者数 961人
・建災防と連携した特別講習の実施	全国15会場	開催数 15回	受講者数 155人
		総開催数586回	総受講者数6,797人

(2) 特別講習受講者による能力評価申請を無料とし、能力評価実施団体に対し判定手数料等の助成を実施した。

- ・令和2年2月までに技能者の能力評価基準を策定した12職種の能力評価実施団体が3,177人にレベル判定を実施。
- ・技能者の能力評価を行った14団体に対し判定手数料及びCCUSカード更新手数料の助成を実施。

2. 建設キャリアアップカードの取得支援

(1) CCUSカードの現場利用を促進するため、カードリーダー設置モデル現場を導入した。

必要な機器をレンタルにて提供するサービスを民間事業者と共同で構築し、65現場で導入。

(2) CCUS周知促進のため各種コンテンツを作成し、それを利用した宣伝活動を実施した。

各種ポスター・ステッカーの作成・配布、PR動画や説明動画を作成しホームページで公開等。

(3) 登録講習会を実施した。

代行申請を行う事業者の担当者を対象に「CCUS登録会」を全国11会場で49回実施し、293人が受講。

【今後の取り組み等】

- 3月末終了予定であった本事業が9月末まで延長された。
- ・受講修了者 6,797人、レベル判定申請者 3,177人。このうち、申請していない 3,620人が引き続き無料で能力評価申請できるよう、有料・無料を選別するためのWeb受付システムを開発する。
- ・4月中に告知・受付を開始し、4月より既に稼働するレベル判定システムへ無料対象者情報を提供する。

4. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 役員

令和元年6月28日開催の定時評議員会及び同日開催の第1回臨時理事会の決議をもって以下のとおり役員
の交代が行われた。

退任

専務理事 伊澤 透

監事 武田 隆夫

新任

専務理事 黒田 憲司

監事 眞田 裕二

また、令和元年11月29日書面開催の臨時評議員会及び令和元年12月9日書面開催の臨時理事会の決議を
もって下記のとおり新役員が選任された。

新任

理事 木下 慎哉

なお、令和2年3月31日現在における役員は別添名簿のとおりである。

(2) 評議員

令和2年6月28日開催の定時評議員会の決議をもって以下のとおり評議員の交代が行われた。

退任

評議員 豊田 剛

評議員 三澤 眞

新任

評議員 土志田 領司

評議員 原田 保夫

なお、令和2年3月31日現在における評議員は別添名簿のとおりである。

(3) 参与

令和1年度の参与については、新任6名の委嘱がなされた。

なお、令和2年3月31日現在における参与は別添名簿のとおりである。

(4) 会議

① 理事会

[第1回通常理事会] 令和1年6月12日開催

(決議事項) 平成30年度事業報告書及び財務諸表等について

公益目的支出計画実施報告書について

令和元年度定時評議員会の開催について

(報告事項) 平成30年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

平成30年度資金運用報告について

建設キャリアアップシステムの運営状況について

[第1回臨時理事会] 令和1年6月28日開催

(決議事項) 専務理事(代表理事)の選定について

[第2回臨時理事会] 令和1年11月29日開催

(決議事項) 令和元年度収支予算の変更について

令和元年度第1回臨時評議員会の開催について(書面による決議)

(報告事項) 令和元年度上期資金運用実績報告

令和元年度上期代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

建設キャリアアップシステムの運営状況について

[第3回臨時理事会] 令和1年12月9日(書面開催)

(決議事項) 常勤理事(業務執行理事)の選定について

常勤理事(業務執行理事)の所管業務分担について

[第2回通常理事会] 令和2年3月9日開催

(決議事項) 令和元年度収支予算の変更について(令和2年3月変更)

令和2年度事業計画及び収支予算について

資金運用規程の改正について

債務保証規程の改正について

② 評議員会

[定時評議員会] 令和1年6月28日開催

(決議事項) 平成30年度財務諸表等について

役員の選任について

評議員の選任について

(報告事項) 平成30年度事業報告書について

平成30年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

公益目的支出計画実施報告書について

平成30年度資金運用報告について

建設キャリアアップシステムの運営状況について

[第1回臨時評議員会] 令和1年11月29日(書面開催)

(決議事項) 役員の選任について

③ 参与会

[参与会] 令和2年3月19日開催予定であった参与会は新型コロナウイルス感染症への政府方針を踏まえ中止とし、令和2年度事業計画及び収支予算について、資料の送付に代えて報告

④ 役員評価委員会

[役員評価委員会] 令和1年6月3日開催

(議題) 役員候補者の評価

代表理事及び業務執行理事の業務執行評価

[役員評価委員会] 令和1年11月22日開催

(議題) 役員候補者の評価

(5) 事務局職員数

令和2年3月31日現在の職員数は85名(職員・期間契約職員)である。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事及び職員が法令等を遵守し、本財団に対する社会的信用を維持するため「コンプライアンス規程」を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。さらに、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する内部通報の適正な処理の仕組みについて「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正、法令を遵守する公正な経営の強化を図っている。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」及びその他の規程、規則等の定めに従い、評議員会議事録、理事会議事録等の法定文書の他、稟議書等の重要な職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。)を関係資料とともに、適切に保存し、理事及び監事による閲覧及び謄写が可能な状態にて管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織全体のリスク管理体制を構築し、その有効性・適切性を維持するために「リスクマネジメント基本規程」を定め、業務上のリスクを予見し、適切に評価し、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講ずることで事故の未然防止に努めている。また、早急かつ組織をあげた対応を要する緊急事態が発生した場合には、「危機管理規則」に従い、理事長をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、本財団の損失の最小化を図ることとしている。なお、令和元年度においても、昨年度に引き続き、監事が各部門から組織運営及び事業実施に係るリスクについてヒアリングを実施し、改善すべき事項及びその対応策等の取りまとめを行った。
- ② 中小・中堅建設業者等への資金供給を円滑に推進するために本財団が行う債務保証事業に関し、「債務保証規程」及びその関連諸規則を定め、公正かつ円滑な業務運営を実施している。また、平素の渉外活動を通しリスクの把握に努めるとともに、事故発生の際は、規程等に従い、債権保全に努めている。
- ③ 「資金運用規程」を定め、保有資金の健全かつ効率的な運用に努めている。理事長は、上期及び通期の資金運用の経過及び結果を理事会に報告している。また、格付を取得していない金融商品については、理事会において運用対象を決定している。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 「理事会規程」を定め、理事会における意思決定を適法かつ円滑に進める体制を確保するとともに、「理事の職務権限規程」に従い、理事の責任の明確化と効率的な職務執行を図っている。令和元年度においては、通常理事会を2回、臨時理事会を3回(うち1回は書面開催)開催した。
- ② 組織の意思決定を迅速・円滑に行うため、「業務執行理事会」を設置し、「業務執行理事会規程」に従い、

経営全般に関する決定事項、職務執行等に関する重要事項について協議している。令和元年度においては、業務執行理事会を 11 回開催した。

(5) 監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

下記の事項を中心に、理事会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議への監事の出席、理事及び職員からの監事への報告を通じ、監事への適切な報告体制を構築している。

- ① 事業の状況、業務及び財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ③ 内部通報制度の運営状況
- ④ その他監事が求める事項

監事が監査を実施するに際し、監査法人と意見交換・情報交換を行い、また必要に応じて、専門家（弁護士、会計士等）から監査に関する助言を受ける等の機会を確保している。

また、監事が補助職員を置くことを求めた場合は、理事と協議の上、監事の職務を補助すべき職員を置くこととしている。当該補助職員の人事は、監事と理事との協議によって定め、監事より要請のある場合、補助職員は監事の指揮・監督のもと、専ら監事を補助する業務を行う。

なお、監事に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(6) 監事の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監事は、職務遂行のため必要な費用を請求することができ、本財団は当該請求に基づき支払う。

6. 附属明細書について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため附属明細書は作成しない。

役員名簿

一般財団法人 建設業振興基金
令和2年3月31日現在

役職	氏名	備考
理事長 (常勤) (代表理事)	佐々木 基	一般財団法人 建設業振興基金
専務理事 (常勤) (代表理事)	黒田 憲司	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	西村 好文	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	奥地 正敏	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	木下 慎哉	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (非常勤)	青柳 剛	全国建設業協同組合連合会 会長
理事 (非常勤)	安藤 英義	専修大学大学院 教授
理事 (非常勤)	岩田 正吾	一般社団法人 建設産業専門団体連合会 副会長
理事 (非常勤)	谷内 隆司	北海道建設業信用保証株式会社 常務取締役
理事 (非常勤)	本橋 健司	芝浦工業大学 名誉教授
理事 (非常勤)	若山 勝行	一般社団法人 全国建設業協会 常務理事
監事 (常勤)	眞田 裕二	一般財団法人 建設業振興基金
監事 (非常勤)	原口 好二	西日本建設業保証株式会社 常務取締役

評 議 員 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
令和2年3月31日現在

氏 名	備 考
大 森 文 彦	弁護士 大森法律事務所 東洋大学法学部教授
小 池 一 郎	西日本建設業保証株式会社 取締役社長
近 藤 晴 貞	一般社団法人 全国建設業協会 会長
才 賀 清二郎	一般社団法人 建設産業専門団体連合会 会長
錢 高 一 善	株式会社錢高組 取締役会長
土志田 領 司	一般社団法人 全国中小建設業協会 会長
原 田 保 夫	東日本建設業保証株式会社 取締役社長
望 月 正 芳	公認会計士 税理士
山 本 徳 治	一般社団法人 日本建設業連合会 事務総長

参 与 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
令和2年3月31日現在

氏名	備 考
岩田 圭剛	一般社団法人北海道建設業協会 会長
鹿内 雄二	一般社団法人青森県建設業協会 会長
木下 紘	一般社団法人岩手県建設業協会 会長
千葉 嘉春	一般社団法人宮城県建設業協会 会長
村岡 淑郎	一般社団法人秋田県建設業協会 会長
澁谷 忠昌	一般社団法人山形県建設業協会 会長
長谷川 浩一	一般社団法人福島県建設業協会 会長
石津 健光	一般社団法人茨城県建設業協会 会長
谷黒 克守	一般社団法人栃木県建設業協会 会長
青柳 剛	一般社団法人群馬県建設業協会 会長
伊田 登喜三郎	一般社団法人埼玉県建設業協会 会長
畔蒜 毅	一般社団法人千葉県建設業協会 会長
飯塚 恒生	一般社団法人東京建設業協会 会長
小俣 務	一般社団法人神奈川県建設業協会 会長
浅野 正一	一般社団法人山梨県建設業協会 会長
植木 義明	一般社団法人新潟県建設業協会 会長
木下 修	一般社団法人長野県建設業協会 会長
久保田 一成	一般社団法人岐阜県建設業協会 会長
石井 源一	一般社団法人静岡県建設業協会 会長
藤本 和久	一般社団法人愛知県建設業協会 会長
山野 稔	一般社団法人三重県建設業協会 会長
竹内 茂	一般社団法人富山県建設業協会 会長
小倉 淳	一般社団法人石川県建設業協会 会長

坂川 進	一般社団法人福井県建設業協会	会長
桑原 勝良	一般社団法人滋賀県建設業協会	会長
小崎 学	一般社団法人京都府建設業協会	会長
蔦田 守弘	一般社団法人大阪建設業協会	会長
川嶋 実	一般社団法人兵庫県建設業協会	会長
山上 雄平	一般社団法人奈良県建設業協会	会長
中井 賢次	一般社団法人和歌山県建設業協会	会長
山根 敏樹	一般社団法人鳥取県建設業協会	会長
中筋 豊通	一般社団法人島根県建設業協会	会長
荒木 雷太	一般社団法人岡山県建設業協会	会長
檜山 典英	一般社団法人広島県建設工業協会	会長
井森 浩視	一般社団法人山口県建設業協会	会長
森田 紘一	一般社団法人香川県建設業協会	会長
川原 哲博	一般社団法人徳島県建設業協会	会長
中畑 健右	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
吉村 文次	一般社団法人高知県建設業協会	会長
松本 優三	一般社団法人福岡県建設業協会	会長
松尾 哲吾	一般社団法人佐賀県建設業協会	会長
谷村 隆三	一般社団法人長崎県建設業協会	会長
土井 建	一般社団法人熊本県建設業協会	会長
友岡 孝幸	一般社団法人大分県建設業協会	会長
山崎 司	一般社団法人宮崎県建設業協会	会長
藤田 護	一般社団法人鹿児島県建設業協会	会長
下地 米蔵	一般社団法人沖縄県建設業協会	会長
豊田 剛	一般社団法人全国中小建設業協会	理事
河崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会	副会長

